

1 補助事業名	2 補助事業	3 補助事業者	4 対象経費	5 補助率
既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業	老人福祉法第15条第5項の規定により設置する軽費老人ホーム（ケアハウス、A型及びB型であって、定員30名以上かつ1,000㎡未満の施設に限る。）に係るスプリンクラー設備等整備事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者	防災・減災等事業整備計画に基づく既存の高齢者施設等におけるスプリンクラー設備等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。	10分の10以内
	介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院（定員30名以上かつ3,000㎡未満の施設に限る。）に係るスプリンクラー設備等整備事業	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
	老人福祉法第29条第1項の規定により設置する有料老人ホーム（定員30名以上かつ1,000㎡未満の施設に限る。）における換気設備の設置に係る経費支援事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者		
	老人福祉法第5条の2第31項の規定により設置する通所介護事業所（定員19名以上の宿泊を伴う1,000㎡未満の施設のうち、知事が特に必要と認めた場合に限る。）に係るスプリンクラー設備等整備事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者		

1 補助事業名	2 補助事業	3 補助事業者	4 対象経費	5 補助率
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項及び第4項の規定により設置する特別養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る非常用自家発電設備整備事業	市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。以下同じ。)、社会福祉法人	<p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	4分の3以内
	老人福祉法第15条第3項及び第4項の規定により設置する養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る非常用自家発電設備整備事業	市町村、社会福祉法人		
	老人福祉法第15条第5項の規定により設置する軽費老人ホーム(ケアハウス、A型及びB型であって、定員30名以上のものに限る。)に係る非常用自家発電設備整備事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者		
	介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定により開設した介護老人保健施設(定員30名以上のものに限る。)に係る非常用自家発電設備整備事業	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者		
	介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30名以上のものに限る。)に係る非常用自家発電設備整備事業	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者		

1 補助事業名	2 補助事業	3 補助事業者	4 対象経費	5 補助率
高齢者施設等の水害対策強化事業	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項及び第4項の規定により設置する特別養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る水害対策強化事業	市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。以下同じ。)、社会福祉法人	<p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の水害対策強化事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	4分の3以内
	老人福祉法第15条第3項及び第4項の規定により設置する養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る水害対策強化事業	市町村、社会福祉法人		
	老人福祉法第15条第5項の規定により設置する軽費老人ホーム(ケアハウス、A型及びB型であって、定員30名以上のものに限る。)に係る水害対策強化事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者		
	介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定により開設した介護老人保健施設(定員30名以上のものに限る。)に係る水害対策強化事業	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者		
	介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30名以上のものに限る。)に係る水害対策強化事業	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者		

1 補助事業名	2 補助事業	3 補助事業者	4 対象経費	5 補助率
高齢者施設等の給水設備整備事業	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項及び第4項の規定により設置する特別養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る給水設備整備事業	市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。以下同じ。)、社会福祉法人	<p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の給水設備整備事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	4分の3以内
	老人福祉法第15条第3項及び第4項の規定により設置する養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る給水設備整備事業	市町村、社会福祉法人		
	老人福祉法第15条第5項の規定により設置する軽費老人ホーム(ケアハウス、A型及びB型であって、定員30名以上のものに限る。)に係る給水設備整備事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者		
	介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定により開設した介護老人保健施設(定員30名以上のものに限る。)に係る給水設備整備事業	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者		
	介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30名以上のものに限る。)に係る給水設備整備事業	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者		

1 補助事業名	2 補助事業	3 補助事業者	4 対象経費	5 補助率
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項及び第4項の規定により設置する特別養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る給水設備整備事業	市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。以下同じ。)、社会福祉法人	<p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の給水設備整備事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	4分の3以内
	老人福祉法第15条第3項及び第4項の規定により設置する養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る給水設備整備事業	市町村、社会福祉法人		
	介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30名以上のものに限る。)に係る給水設備整備事業	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者		

1 補助事業名	2 補助事業	3 補助事業者	4 対象経費	5 補助率
高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項及び第4項の規定により設置する特別養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない)に係る換気設備の設置経費支援事業	市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。以下同じ。)、社会福祉法人	防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)	10分の10以内
	老人福祉法第15条第2項の規定により設置する老人短期入所施設(特別養護老人ホームに併設されるものを除き、定員30名以上のものに限る。)に係る換気設備の設置経費支援事業	市町村、社会福祉法人 その他知事が認めた者	ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	
	老人福祉法第15条第3項及び第4項の規定により設置する養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)に係る換気設備の設置経費支援事業	市町村、社会福祉法人		
	老人福祉法第15条第5項の規定により設置する軽費老人ホーム(ケアハウス、A型及びB型であって、定員30名以上のものに限る。)に係る換気設備の設置経費支援事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者		
	介護保険法(平成9年法律第123号)第94条第1項の規定により開設した介護老人保健施設(定員30名以上のものに限る。)に係る換気設備の設置経費支援事業	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者		
	介護保険法第107条第1項の規定により開設した介護医療院(定員30名以上のものに限る。)における換気設備の設置に係る経費支援事業	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者		

1 補助事業名	2 補助事業	3 補助事業者	4 対象経費	5 補助率
	老人福祉法第29条第1項の規定により設置する有料老人ホーム（定員30名以上のものに限る。）における換気設備の設置に係る経費支援事業	市町村、社会福祉法人、その他知事が認めた者		